島根県中小企業制度融資一般資金に係る松江市信用保証料補給金交付要綱

　（趣旨）

第1条　この要綱は、中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人（以下「中小企業者等」という。）の事業拡大・生産拡大など施設・設備の改善を行うため、又は経営の安定化を図るため、島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）に規定する一般資金を利用する松江市の中小企業者等が、島根県信用保証協会（以下「信用保証協会」という。）に支払った当該融資に係る信用保証料（以下「保証料」という。）の一部を補給することについて、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補給の対象等）

第2条　補給金の名称、補給対象者、補給対象経費、補給金の額及び終期は次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補給金の名称 | 島根県中小企業制度融資一般資金に係る松江市信用保証料補給金 |
| 補給対象者 | 一般資金を利用し、保証料を支払った者であって、松江市に主たる事業所又は住所を有するもの。ただし、市税を滞納していない者に限る。 |
| 補給対象経費 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあっては0.95パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあっては1.1パーセント以下の部分を対象とする。 |
| 補給金の額 | 次の各号に掲げる資金使途の区分に応じ、当該各号に定める額とする。  ⑴　設備又は設備及び運転　補給対象経費の3分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、上限30万円  ⑵　運転又は借換え　補給対象経費の6分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、上限10万円 |
| 終期 | 令和7年3月31日 |

　（補給金の交付申請）

第3条　補給金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

⑴　信用保証協会が発行した信用保証料受入証明書

⑵　松江市の市税に未納のない証明

2　 補給金の交付の申請は、次の各号に掲げる保証料の支払日の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

1. 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで　令和6年5月31日
2. 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで　令和7年3月31日

（補給金の返還）

第4条　補給金の交付を受けた者が、早期完済（他の資金への借換えの場合等を含む。）により、当初の補給対象経費に変更が生じた場合は、当該変更に係る部分に関し、既に交付された補給金を返還しなければならない。

　（着手届及び完了届）

第5条　規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

　（雑則）

第6条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める｡

附　則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。